証券コード　4436
（発送日）　2026年11月26日
（電子提供措置開始日　2026年11月20日）

株　主　各　位

東京都港区麻布台一丁目３番１号
株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
代表取締役社長　伴　　将　行

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
　さて、当社臨時株主総会を３頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに「臨時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト　https://minkabu.co.jp/ir

（上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「ＩＲライブラリ」「株主総会」を順に選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ミンカブ・ジ・インフォノイド」又は「コード」に当社証券コード「４４３６」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、電磁的方法（インターネット）又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、後記「議決権行使のご案内」（4頁から5頁まで）をご高覧のうえ、2026年12月10日（木曜日）当社営業時間の終了時（午後７時）までにインターネットにより議決権を行使くださるか、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記期限までに到着するように、郵送にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

【電磁的方法（インターネット）による議決権行使の推奨】

当社は書面（議決権行使書用紙の郵送）よりも**電磁的方法（インターネット）により議決権を行使されることをお勧めしております。**書面により議決権を行使される場合には、郵便事情等により、議決権行使書用紙が期限内に到達しない可能性もありますので、十分に余裕をもってご返送ください。

【招集ご通知の発送前開示について】

本招集ご通知の内容は、早期に情報を提供する観点から、発送に先立って当社ウェブサイト（https://minkabu.co.jp/ir）に掲載しております。

記

1．日　　時　2026年12月11日（金曜日）午前10時（受付開始：午前９時30分）
2．場　　所　東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森JPタワー24F　会議室

3．目的事項
決議事項
第１号議案　子会社株式の譲渡契約承認の件
第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件

4．招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）
書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

以　上

◎当日ご出席の際は、議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類等電子提供措置事項に修正が生じた場合は、修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://minkabu.co.jp/ir）及び東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎本株主総会の決議結果につきましては、書面による決議通知の発送に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト（https://minkabu.co.jp/ir）に掲載させていただきます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
◎総会ご出席者へのお土産はご用意しておりませんので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
◎本株主総会の円滑な進行及び議事録作成等の記録を目的として、会場内において録音及び写真・動画撮影を行っております。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



インターネットで
議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期

2026年12月10日（木曜日）
午後７時入力完了分まで



書面（郵送）で議決権を
行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2026年12月10日（木曜日）
午後７時到着分まで



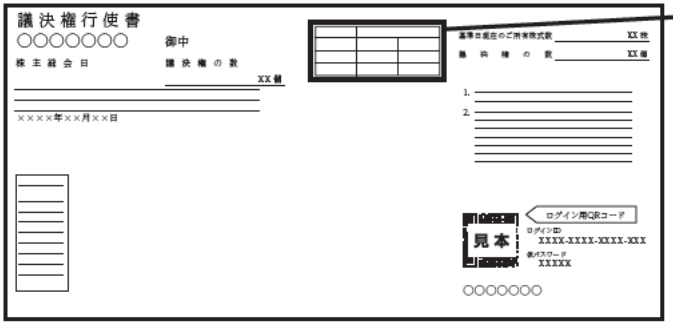
株主総会に
ご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年12月11日（金曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



こちらに議案の賛否をご記入ください。

第１、２号議案

- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印

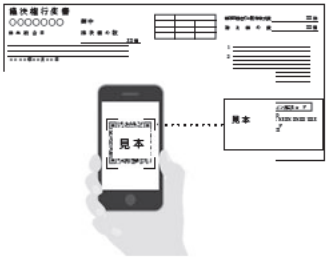
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1　議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1　議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2　議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3　以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 午前9時～午後9時）

事前質問受付のご案内

株主総会当日にご来場が難しい株主の皆様からのご質問につきましては「ミンカブ・プレミアム優待倶楽部」の「株主ポスト」から事前にお寄せいただくことが可能です。
円滑な運営のため、ご質問の数は一人２問まで、期限は本株主総会５日前の2026年12月６日（日曜日）午後５時までとさせていただきます。
また、いただいたご質問に関しては、可能な限り、株主総会にて回答させていただく方針ではありますが、運営の都合上、その全てに回答することができない場合がございますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

【サイト名称】　ミンカブ・プレミアム優待倶楽部
https://minkabu.premium-yutaiclub.jp/

【質問受付期間】　2026年11月20日（金曜日）午前９時から12月６日（日曜日）午後５時まで

株主総会参考書類

第１号議案　子会社株式の譲渡契約承認の件

当社は、2026年11月13日開催の取締役会において、当社の連結子会社である株式会社ライブドア（以下「ライブドア」といいます。）の保有株式の全部を、SBINM合同会社（代表社員　SBIER株式会社　職務執行者　西川保雄（注））へ譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決議し、同日付で、SBINM合同会社との間で株式譲渡契約（以下「本株式譲渡契約」といいます。）を締結いたしました。

本議案は、会社法第467条第１項第２号の２に従い、本株式譲渡契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本件株式譲渡の実行日は、2026年12月15日を予定しております。

（１）子会社株式の譲渡を行う理由

当社グループはこれまで、ライブドアを中心とするメディア事業と、金融情報を軸とするソリューション事業の二つのセグメントで事業を展開してまいりました。2025年３月期末以降の事業ポートフォリオ及び収益構造の改革においては、ソリューション事業を今後の成長ドライバー、メディア事業を安定収益エンジンと位置付け、両事業の成長と収益力の向上に取り組んでまいりました。

一方、現在のメディア事業とソリューション事業は主たる顧客や事業特性が異なっており、収益力向上に必要となる経営資源も異なります。今般、本株式譲渡により、当社は、経営資源を分散することなく、より多くの投資余力をソリューション事業に振り向けることが可能になります。同時に当社は、2026年９月17日に公表いたしましたとおり、株式会社NTTデータ（以下「NTTデータ」といいます。）及びSBIグループとのソリューション事業における業務提携を実現することとなります。NTTデータ及びSBIグループとのソリューション事業における三社提携は、本株式譲渡と相互に関連する一連の取組であり、当社は、本株式譲渡とともに、NTTデータを筆頭株主、SBIグループを第２位株主として、新たな資本構成、新たな事業基盤のもと、ソリューション事業に特化した成長と拡大を実現してまいります。

当社の特徴は「Kabutan（株探）」をはじめとする個人投資家との直接的な接点と、金融機関を中心とする幅広い顧客基盤の双方を有していることです。当社はB2Cで捉えた個人投資家のニーズをB2B・B2B2Cのサービス開発に活かし、金融機関との取組から得られた知見を再びサービスの高度化につなげています。この循環を、金融データ・コンテンツ、証券・投資領域の専門知見及びAI/DXソリューションによって実現できることが、当社の独自の強みであり、本株式譲渡により実現するNTTデータ及びSBIグループとの三社連携では、この強みに、NTTデータが金融分野で培ってきたシステムの実装・運用力及び顧客基盤並びにSBIグループの金融実務に関する知見及び事業ネットワークを組み合わせ、サービスの企画・開発、実装、顧客への導入及び展開を加速してまいります。これにより、既存

サービスの拡大に加え、銀行、証券、投資運用その他の幅広い金融領域及び海外市場へ事業を展開し、日本発の金融情報プラットフォーマーとしての地位の確立を目指します。

本株式譲渡に伴い、譲渡後の当社グループの連結売上高は一時的に縮小する見込みですが、事業基盤の深化と拡大により、利益の増大を実現してまいります。また、本株式譲渡により取得する資金を原資として借入金を全額返済する予定であり、成長投資に機動的に配分できる財務構造への転換を通じて、成長の加速を図ってまいります。

金融情報に求められる役割は、提供から意思決定に活用できる価値を生み出すことへと広がっています。またAIの活用が拡大する中、情報管理やセキュリティ管理、システムやサービスの安定運用に対する社会的な要請も高まっています。当社は、NTTデータが有する金融分野での安全性及び信頼性を支えるシステム基盤の構築及び実装・運用力との連携を通じて、金融情報を安心して利用できる価値として広く社会に届け、金融機関の業務高度化と、個人投資家一人一人の主体的な意思決定を支えてまいります。

当社取締役会は、SBIグループとの協業及び交渉の経緯、本株式譲渡価額の妥当性ならびに本株式譲渡後の当社グループの事業及び財務への影響を踏まえ、ライブドアの保有を継続する選択肢も含め、事業ポートフォリオの在り方について検討を重ねました。あわせて、本株式譲渡後に当社がソリューション事業へ特化した場合の持続的な成長及び企業価値向上の実現について、既存事業の競争力ならびにNTTデータ及びSBIグループとの連携による事業拡大の可能性を検証いたしました。

その結果、本株式譲渡を含む一連の取組により、ライブドア及び当社の双方をそれぞれの成長に適した事業基盤へ移行させ、当社はソリューション事業に経営資源を集中して、サービスの深化や事業領域の拡大を通じ、事業規模を拡大することが、当社の中長期的な企業価値及び株主共同の利益の向上に資するものと判断いたしました。

（2）本株式譲渡契約の内容の概要

本株式譲渡契約の内容の概要は、以下のとおりです。なお、概要の作成に当たっては、一般的な条項の記載及び別紙等を省略したほか、全体の趣旨を損なわない範囲で表現を調整している箇所があります。

当社は、本株式譲渡契約に定められる各前提条件が充足されること等を条件として、2026年12月15日（又は当社及びSBINM合同会社が別途合意する日）をもって、当社が保有する株式会社ライブドアの株式の全てをSBINM合同会社に譲渡いたします。本株式譲渡については、会社法第467条第1項第2号の2に従い、当社の株主総会における承認が必要となるため、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認を得られることが必要となります。

項目	内容
（1）取引の内容	a. 当事者： 売主：株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 買主：SBINM合同会社 b. 譲渡対象株式： 株式会社ライブドア（以下、本表において「対象会社」という。）の普通株式の全て（1,099株） c. 株式譲渡実行日： 2026年12月15日又は売主及び買主が別途合意する日（以下、本表において「クロージング日」という。） d. 株式譲渡の実行方法： 買主は、クロージング日に、売主から譲渡対象株式に係る売主の記名押印済みの株主名簿名義書換請求書の原本の交付を受けるのと引換えに、売主の指定する銀行口座への振込送金の方法により本譲渡価額（下記（2）に定義する。）の全額を支払う。譲渡対象株式は、これらの行為（以下、本表において「クロージング」という。）が完了した時点で売主から買主に移転する。
（2）譲渡価額	金75億円（以下、本表において「本譲渡価額」という。）

項目	内容
（3）表明及び保証	a.　売主の表明保証の項目： 売主に関する事項 (1)　設立及び存続 (2)　本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力 (3)　強制執行可能性 (4)　法令等との抵触の不存在 (5)　許認可等の取得 (6)　倒産手続等の不存在 (7)　反社会的勢力への非該当及び反社会的勢力との関係の不存在 (8)　譲渡対象株式の適法な保有その他株式に関する事項 (9)　開示した経歴に関する情報の正確性 対象会社に関する事項 (1)　設立及び存続 (2)　子会社及び関連会社等の不存在 (3)　対象会社の株式等の状況 (4)　情報開示 (5)　計算書類等の正確性・適正性、簿外債務及び後発事象の不存在 (6)　商業登記簿謄本の正確性 (7)　事業計画の作成の前提 (8)　個人情報の適法な取得及び提供 (9)　資産及び負債の状況（知的財産権に関する事項を含む。） (10)重要契約の有効性、不履行の不存在等及び保険の付保状況 (11)許認可等の適法かつ有効な保有等 (12)法令遵守（租税債務の履行その他税務に関する事項を含む。） (13)役員及び従業員に関する事項 (14)環境問題の不存在 (15)訴訟・クレーム等の不存在 (16)反社会的勢力への非該当及び反社会的勢力との関係の不存在 (17)未開示の重大な悪影響事由の不存在

項目	内容
	b. 買主の表明保証の項目： (1) 設立及び存続 (2) 本契約の締結及び履行に必要な権利能力及び行為能力 (3) 強制執行可能性 (4) 法令等との抵触の不存在 (5) 許認可等の取得 (6) 倒産手続等の不存在 (7) 反社会的勢力への非該当及び反社会的勢力との関係の不存在 (8) 資金の確保 (9) 開示した経歴に関する情報の正確性 c. 買主（その親会社を含む。）が本契約締結日までに現実に認識していた事実、又はデュー・ディリジェンスの過程で表明保証の違反を構成し得ることを合理的に認識し得る程度に開示された事実については、買主は、売主の表明保証の違反を理由とする請求をすることができない（但し、売主が当該事実を故意に秘匿した場合等を除く。）。買主の表明保証についても同様とする。

項目	内容
（4）誓約事項	a.　売主の義務（クロージング前） (1) クロージング日までの間、対象会社をして、善良な管理者の注意をもって、本契約締結日以前と実質的に同一かつ通常の業務執行の方法により事業の遂行及び財産の管理・運営を行わせ、かつ、定款の変更、株式等の発行、取締役の選解任、組織再編、重要な資産の取得・処分、借入れ、剰余金の配当等の対象会社に関する一定の事項につき、買主の事前の書面による同意なく、対象会社をして実行させない義務 (2) 対象会社をして、本株式譲渡について対象会社において必要とされる一切の手続（本株式譲渡を承認する旨の対象会社の株主総会決議を含む。）を行わせる義務 (3) 本株式譲渡に関して相手方の承諾を要し、又は相手方に解約権等が生じる一定の契約（以下、本表において「要承諾契約」という。）につき、クロージング日までに、当該相手方から、従前と実質的に同じ条件で取引を継続することについて買主が合理的に満足する内容の書面による承諾を取得し、又は対象会社をして取得させる合理的な努力義務 (4) 本株式譲渡に関して相手方への事前通知を要する一定の契約（以下、本表において「要通知契約」という。）につき、クロージング日までに、自ら又は対象会社をして、必要な事前通知を行う義務 (5) クロージング日までの間、買主以外の第三者との間で、対象会社の株式等の譲渡、対象会社による株式等の発行、対象会社の事業又は資産の譲渡等に関する情報提供、勧誘、協議、交渉又は取引の実行を自ら行わず、また、対象会社をして行わせない義務 (6) 対象会社をして、買主が合理的に要求する対象会社の法令等の遵守のために必要な行為を行わせる義務（但し、対象会社の通常の事業運営に重大な支障を生じさせ、又は売主

項目	内容
	若しくは対象会社に合理的でない費用若しくは責任を負担させる行為を除く。） (7) 対象会社に重大な悪影響を及ぼし又は及ぼす具体的なおそれのある事由が生じたことを知った場合、及び売主の表明保証が不正確であったこと等が判明した場合における買主への報告義務 (8) 対象会社をして、本株式譲渡の実行に合理的に必要な範囲で、買主に対し、対象会社の帳簿等の閲覧・謄写及び事務所等の検分をさせる義務 (9) クロージング日の前日までに、対象会社をして、会社法第121条その他の適用法令等に定める記載事項を全て記載した適法な株主名簿を作成させる義務 (10) 売主から対象会社に出向している従業員その他の一定の売主の従業員（以下、本表において「転籍対象従業員」という。）を対象会社に転籍させるため、転籍対象従業員本人の書面による承諾を取得する合理的な努力義務（転籍条件は当該従業員に不利益とならない内容とする。） (11) 実質的に対象会社が契約主体であるにもかかわらず売主の名義で締結されている対象会社の事業に係る契約（以下、本表において「売主名義契約」という。）の全てにつき、契約上の地位を対象会社等に移転させ、そのために必要な相手方の承諾を取得する最大限の努力義務、並びに移転状況に関する一覧表の作成・交付及び移転の完了を証する書面の交付義務 (12) 売主が締結している対象会社の事業に関する一定の契約（以下、本表において「特定契約」という。）につき、相手方等に対して必要な通知を行うとともに、契約上の地位を対象会社等に移転させるために必要な承諾を取得する合理的な努力義務 (13) 対象会社がクロージング日に使用する事務所について、クロージング日後も引き続き使用できるよう、賃貸人の承諾の取得その他の必要な措置を講じる合理的な努力義務 (14) 本株式譲渡について売主において必要とされる一切の手続（本株式譲渡を承認するための株主総会の開催を含む。）を行うとともに、当該株主総会において本株式譲渡が承認されるために合理的な努力を行う義務 (15) 買主による本譲渡価額全額の支払を停止条件として効力を

項目	内容
	生ずる、売主が対象会社に対して有する金銭債権（14億1,007万6,021円）並びにこれに付随する一切の債権及び権利の無条件かつ取消不能の形での放棄（以下、本表において「本債権放棄」という。）について、売主において必要とされる一切の手続（取締役会決議を含む。）を行った上、本債権放棄を行う旨の書面を作成し、対象会社に交付する義務 (16) 売主と対象会社の間の費用負担等に関する取決め（以下、本表において「既存費用負担契約」という。）をクロージング日をもって終了させ、対象会社に違約金その他の負担（クロージング日までの期間に係る精算を除く。）を生じさせない義務（クロージング日以後の費用負担は移行サービス契約に従う。） b. 売主の義務（クロージング後） (1) クロージング後3年間、自ら又は第三者を通じて、対象会社の役員又は従業員に対して離職又は転職を勧誘しない義務（但し、対象者を特定しない一般的な採用活動等を除く。） (2) クロージング後3年間、自ら又は第三者をして、本契約締結日における対象会社の事業と同一又は実質的に競合する事業を行わず、当該事業を行う会社への出資、貸付けその他の資金提供等及び支援（一定の場合に限る。）を行わない義務（但し、売主と対象会社との取引並びに本契約締結日において営む事業（一部の事業については一定の期間に限る。）及びその合理的な延長として行う事業の継続を除く。） (3) クロージング日までに契約上の地位の移転が完了しなかった売主名義契約につき、クロージング日後も移転に向けて最大限の努力を行うとともに、移転の完了までの間、クロージング日後の期間に係る経済的利益及び負担が対象会社等に帰属するよう必要な契約を締結し、受領した経済的利益を対象会社等に交付する義務 (4) 本譲渡価額全額の支払を受けたことを停止条件として、クロージング日から5営業日以内に、売主の金融機関との間の一定の借入契約（当座貸越契約、タームローン契約及びシンジケートローン契約）に基づく債務を弁済し、対象会社が売主の当該債務のために提供している保証、担保その他の信用補完を、対象会社及び買主の負担なく解消させ（対象会社の債権に設定した自己信託の終了又は解除を含む。）、これを証する書面を買主に提出する義務 (5) クロージング日後速やかに、売主が保管する対象会社に帰属する契約書、議事録その他の書類及び電磁的記録並びに対象会社名義の印鑑等を買主又は対象会社に引き渡す義務

項目	内容
	(6) クロージング日までに転籍対象従業員の転籍手続が完了しない場合に、クロージング後も上記a.(10)の義務を継続して負う義務 (7) クロージング日までに特定契約に係る契約上の地位の移転手続が完了しない場合に、クロージング後も上記a.(12)の義務を継続して負う義務 c. 買主の義務 (1) 本契約の締結及び履行並びに本株式譲渡について買主において必要とされる一切の手続を行う義務 (2) クロージング日に本譲渡価額の全額を支払うために必要かつ十分な資金を確保する義務 (3) 買主の表明保証が不正確であったこと等が判明した場合における売主への報告義務 (4) クロージング日までの間、売主の事前の書面による承諾なく、本株式譲渡に関して対象会社の役員、従業員、顧客、取引先等に直接接触し、又は交渉を行わない義務（但し、売主又は対象会社の担当者が同席する場合等を除く。） (5) 特定契約の移転に必要な手続に係る合理的な協力義務（上記b.(7)により売主の義務がクロージング後も継続する場合を含む。） (6) クロージング日から2年6か月間、対象会社をして、クロージング日時点において対象会社に雇用されている従業員（転籍対象従業員を含む。）の雇用を維持させるとともに、その給与その他の処遇及び労働条件を全体として不利益とならない水準に維持させる合理的な努力義務（但し、法令等の改正、従業員の個別の同意、就業規則に基づく人事権の行使、有期雇用契約の期間満了、買主の企業グループの人事制度等への整合のための社内規程の変更、対象会社の経営状況の著しい悪化その他やむを得ない事由がある場合等を除く。） (7) クロージング日から1年間、売主が連結財務諸表の作成、税務申告、法令等に基づく開示、監査対応等のために合理的に必要な範囲で、クロージング日前の期間に係る対象会社の帳簿等の閲覧又は謄写を求めた場合に、合理的な理由なくその承諾を拒絶又は遅延せず、対象会社をして必要な協力を行わせる義務

項目	内容
（5）前提条件	a.　買主の本譲渡価額支払義務の前提条件： (1)　売主の表明及び保証が真実かつ正確であること (2)　売主が本契約上の義務を重要な点において全て遵守及び履行していること (3)　クロージングを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、第三者からこれらを求める申立てがなされていないこと (4)　対象会社において、本株式譲渡について必要とされる一切の手続（本株式譲渡を承認する旨の株主総会決議を含む。）が行われていること (5)　要承諾契約の各相手方から承諾が取得されていること（但し、売主が承諾の取得に向けて合理的な努力を行い、かつ、未取得により対象会社の事業に悪影響が生じる具体的なおそれがない場合には、充足されたものとみなす。） (6)　要通知契約の各相手方等に対して通知が行われていること (7)　対象会社において適法な株主名簿が作成されていること (8)　転籍対象従業員から転籍に係る書面による承諾が取得されていること（但し、売主が承諾の取得に向けて合理的な努力を行い、かつ、未取得により対象会社の事業に重大な悪影響が生じる具体的なおそれがない場合には、充足されたものとみなす。） (9)　買主が指定する売主名義契約及び特定契約について、契約上の地位の移転のための相手方等の承諾が取得されていること等（但し、売主が所定の努力を行い、かつ、未取得により対象会社の事業に悪影響が生じる具体的なおそれがない場合には、充足されたものとみなす。） (10)対象会社がクロージング日後も事務所を引き続き使用できるよう、賃貸人の承諾の取得その他の必要な措置が講じられていること

項目	内容
	(11) 本債権放棄について売主において必要とされる一切の手続が行われ、本債権放棄を行う旨の書面が対象会社に交付されていること (12) 既存費用負担契約が終了し、当該終了に関して対象会社に違約金その他の負担が生じていないこと (13) SBIベンチャー投資促進税制投資事業有限責任組合、FinTechビジネスイノベーション投資事業有限責任組合並びに瓜生憲氏及びその親族と株式会社NTTデータとの間で、これらの者が保有する売主の普通株式合計2,392,900株を株式会社NTTデータに譲渡する旨の各株式譲渡契約が締結され、クロージング日において有効に存続しており、かつ、当該各株式譲渡契約に基づく売主の株式の譲渡が既に実行され、又はクロージング日において実行されることが合理的に確実であると認められること (14) 売主、買主及び対象会社の間で、売主及び買主が合理的に満足する内容の移行サービス契約（MINKABUに係る業務受託の条件を含む。以下、本表において「本移行サービス契約」という。）が締結され、クロージング日において有効に存続していること (15) 本契約締結日以後クロージング日までに、対象会社の経営、財政状態、経営成績、キャッシュフロー、信用状況等に重大な悪影響を及ぼす事態が発生していないこと (16) 対象会社及び売主において本株式譲渡を承認した株主総会議事録の写し、売主において本株式譲渡及び本債権放棄を承認した取締役会議事録の写し、本債権放棄を行う旨の書面の写し、前提条件充足証明書その他買主が商業上合理的に要請する書類が買主に交付されていること b. 売主の株主名簿名義書換請求書の交付義務の前提条件： (1) 買主の表明及び保証が重要な点において真実かつ正確であること

項目	内容
	(2) 買主が本契約上の義務を重要な点において全て遵守及び履行していること (3) クロージングを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等がなされておらず、第三者からこれらを求める申立てがなされていないこと (4) 買主において、本契約の締結及び履行並びに本株式譲渡について必要とされる一切の手続が行われていること (5) 上記a.(13)の各株式譲渡契約が締結され、クロージング日において有効に存続しており、かつ、当該各株式譲渡契約に基づく売主の株式の譲渡が既に実行され、又はクロージング日において実行されることが合理的に確実であると認められること (6) 本移行サービス契約が締結され、クロージング日において有効に存続していること (7) 前提条件充足証明書、買主において本株式譲渡を承認した業務執行社員決定書の写しその他売主が商業上合理的に要請する書類が売主に交付されていること c. 各当事者は、上記の前提条件の全部又は一部が充足されない場合であっても、その任意の裁量により自らの義務を履行することができる（この場合も補償の請求は妨げられない。）。また、自らの責めに帰すべき事由により充足されない前提条件は、充足されたものとみなす。

項目	内容
（6）補償	a. 各当事者は、本契約に違反した場合又は自らの表明及び保証が真実若しくは正確でなかった場合、これに起因又は関連して相手方当事者が被った損害等を補償する義務を負担する（本契約の解除の有無を問わない。）。 b. 特別補償：売主は、売主の帰責事由及び買主の認識の有無にかかわらず、以下の事項に起因又は関連して買主が被った損害等を補償する義務を負担する。 (1) 対象会社の事業運営に関する第三者からの苦情等に係る一定の事由 (2) クロージング日以前の期間に係る対象会社の従業員に対する未払賃金（フレックスタイム制に係る割増賃金を含む。）及び無期転換権 (3) 売主名義契約に関する一定の事由（クロージング日前における売主の契約違反、契約一覧に記載のない売主名義契約の存在、クロージング日前の事由に起因する相手方からの解除・請求等、契約上の地位の移転の未了等) c. これらの補償義務は以下の事項に従う。 ・対象会社が被った損害等は、クロージングの完了を条件として、当該損害等の額に買主の持分比率を乗じた額を買主が被った損害等とみなす。補償は本譲渡価額の調整として行われる。 ・請求可能期間：売主に対する補償請求は、クロージング日から12か月以内（但し、上記b.(1)及び(2)の特別補償については36か月以内）に、買主に対する補償請求は、クロージング日から12か月以内に、それぞれ書面による通知を行ったものに限る。 ・売主に対する請求可能金額の上限：売主に関する表明保証並びに対象会社の設立及び存続、株式等、資産及び負債、税務、公租公課等（一部の期間に限る。）及び反社会的勢力に関する表明保証の違反並びに上記b.(3)の特別補償については本譲渡価額の100%、その他の表明保証違反及び義務違反については本譲渡価額の30%、上記b.(1)及び(2)の特別補償については本譲渡価額の30%を上限とし、いずれの場合も総額で本譲渡価額の100%を上限とする。 ・買主に対する請求可能金額の上限：買主の表明保証違反につい

項目	内容
	ては本譲渡価額の100%、その他の義務違反については本譲渡価額の30%を上限とし、総額で本譲渡価額の100%を上限とする。 ・逸失利益、間接損害、特別損害等は補償の対象とならない（但し、第三者に対して現実に支払った金額を除く。）。また、各当事者は損害等の発生又は拡大を防止するための商業上合理的な措置を講じるものとし、損害等の額の算定に当たっては、現実に受領した保険金等の経済的利益の額を控除する。 ・上記の請求可能期間及び上限等の制限は、故意又は重過失による本契約違反又は表明保証違反については適用されない。 ・本契約に関する救済手段は、補償の請求及び本契約の解除に限られる（但し、金銭の支払義務以外の義務の履行請求又は差止請求、及び故意又は重過失による違反に係る救済手段の行使を除く。）。 ・第三者からの請求に起因する補償については、買主は速やかに売主に通知し、売主の事前の書面による承諾なく和解等を行わず、売主は自らの費用負担により当該請求への対応に参加し又はその対応を主導することができる。

項目	内容
（7）解除	クロージング前に限り、かつ、以下の事項のいずれかが生じた場合に限り、書面による通知により本契約を解除することができる。クロージング後は、理由の如何を問わず解除することができない。 a. 買主による解除事由： (1) 対象会社について倒産手続等の申立てがなされた場合、又は売主について破産手続若しくは民事再生手続の申立てがなされた場合 (2) 対象会社が組織再編行為若しくは事業の譲渡・譲受けを行おうとし若しくは行った場合、又は営業の変更、停止若しくは廃業を行った場合 (3) 対象会社又は売主が仮差押え、強制執行、租税滞納処分による差押え等を受け、又は手形若しくは小切手の不渡処分を受けた場合 (4) 対象会社が第三者に対して株式等を発行し、又は株式等の譲渡を承認し若しくは承認しようとした場合（本株式譲渡に関する承認を除く。） (5) 対象会社若しくは売主の事業、資産、財政状態又は損益の状況に重大な悪影響を及ぼし、又は及ぼす具体的なおそれのある事象が発生した場合、又は対象会社若しくは売主において買主の信用を著しく害する事由が生じた場合 (6) 売主及び買主間で別途合意している場合を除き、2027年1月31日までにクロージングが行われない場合 (7) 売主が本契約上の重大な義務又は表明及び保証に違反し、違反の内容を特定した書面による通知の受領後30日以内に当該違反が治癒されない場合（性質上治癒不能な違反については治癒期間を要しない。） b. 売主による解除事由： (1) 買主について破産手続又は民事再生手続の申立てがなされた場合 (2) 買主が仮差押え、強制執行、租税滞納処分による差押え等を受け、又は手形若しくは小切手の不渡処分を受けた場合 (3) 買主の事業、資産、財政状態又は損益の状況に重大な悪影響を及ぼし、又は及ぼす具体的なおそれのある事象が発生した場合、又は買主において売主の信用を著しく害する事由が生じた場合

項目	内容
	(4) 買主が本契約上の重大な義務又は表明及び保証に違反し、違反の内容を特定した書面による通知の受領後30日以内に当該違反が治癒されない場合（性質上治癒不能な違反については治癒期間を要しない。）
（8）一般条項	a. デュー・ディリジェンスの効果 b. 本契約の終了 c. 秘密保持義務 d. 公表 e. 契約上の地位又は権利義務の譲渡等の禁止（但し、買主は、クロージング後、買主の親会社の完全子会社に対し、本契約上の地位及び権利義務の全部を譲渡することができる。） f. 通知 g. 他の契約の制限 h. 費用負担 i. 完全合意 j. 変更・修正 k. 分離可能性 l. 準拠法及び管轄裁判所 m. 誠実協議

（3）本株式譲渡により当社が受け取る対価の算定の相当性に関する事項の概要

当社は、本株式譲渡契約に従い、当社が保有するライブドアの株式の全部を、SBINM合同会社に対して7,500百万円（以下「本株式譲渡価額」といいます。）で譲渡いたします。

本株式譲渡価額の決定に際しては、株式会社プルータス・コンサルティング（所在地：東京都千代田区霞が関３－２－５）に当該算定を依頼いたしました。

当社は、当該算定結果及びライブドアの事業、財務状況、今後の見通し並びに当社のライブドアへの貸付金の取り扱い等を総合的に勘案の上、SBIグループとの間で交渉した結果、本株式譲渡価額にて合意に至っており、本株式譲渡価額は相当であると判断しております。

（4）譲渡する子会社の概要

（1）名称	株式会社ライブドア	
（2）所在地	東京都港区麻布台一丁目３番１号	
（3）代表者の役職・氏名	代表取締役社長　宮本　直人	
（4）事業内容	総合インターネットメディア事業	
（5）資本金	10百万円	
（6）設立年月日	2022年10月７日	
（7）大株主及び持ち株比率	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド　100%	
（8）当社と当該会社との間の関係	資本関係	当社が当該会社の発行済株式数の全株式を有しております。
	人的関係	当社執行役員が当該会社の代表取締役を兼任しております。
	取引関係	当社は当該会社に対して、インターネット広告販売管理業務を委託しているほか、従業員の出向、本社事務所等の賃借や、コーポレート関連業務の受託等の取引を行っております。

（9）当該会社の最近３年間の経営成績及び財務状態

決算期	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
純資産	2,025百万円	▲6百万円	443百万円
総資産	3,626百万円	2,619百万円	2,438百万円
１株当たり純資産	1,843,335.11円	▲5,589.26円	403,612.23円
売上高	4,863百万円	4,485百万円	4,665百万円
営業利益	159百万円	▲97百万円	402百万円
経常利益	150百万円	▲108百万円	403百万円
当期純利益	▲281百万円	▲1,642百万円	449 百万円
１株当たりの当期純利益	▲256,019.68円	▲1,494,651.66円	409,201.49円
１株当たり配当金	273,000円	－	－

（5）株式譲渡の相手先の概要

（1）名称	SBINM合同会社	
（2）所在地	東京都港区六本木一丁目６番１号	
（3）代表者の役職・氏名	代表社員　SBIER株式会社 職務執行者　西川　保雄　（注）	
（4）事業内容	有価証券等の保有、管理、運用及び取得等の投資事業等	
（5）資本金	1,000千円（2026年3月31日現在）	
（6）設立年月日	2023年８月７日	
（7）純資産	▲4,607千円（2026年3月31日現在）	
（8）総資産	945,509千円（2026年3月31日現在）	
（9）大株主及び持ち株比率	SBIER株式会社　100％	
（１０）当社と当該会社の関係	資本関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

（注）SBIER株式会社はSBIホールディングス株式会社の完全子会社であります。

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く。）１名選任の件

当社は、2026年９月17日付で株式会社NTTデータとの間に資本業務提携契約を締結いたしました。本提携を通じ、当社の金融データ及びAI・DXソリューションにおける専門知見と、同社の金融システム構築・運用力を組み合わせ、金融機関向けサービスの共同企画・開発及び展開を推進することで、金融ソリューション事業の成長を加速してまいります。

当社は、株式会社NTTデータとの資本業務提携を確実なものにすべく、当該事業領域における経験値と専門的な視点を得るため、同社より、本取組の管掌部門である金融イノベーション本部ビジネスデザイン室長の鵜澤智之氏を、取締役として招聘することといたしました。つきましては、新たに非業務執行取締役1名の選任をお願いするものであります。

本議案は、第1号議案「子会社株式の譲渡契約承認の件」が原案どおり承認可決され、本株式譲渡が実行され、かつ、株式会社NTTデータによる当社普通株式2,392,900株の取得が完了することを条件として、当該取得の完了時（2026年12月15日予定）をもって効力を生じるものといたします。なお、本株式譲渡の実行日が変更された場合には、変更後の日において上記の各条件が成就した時をもって効力を生じるものとし、上記の各条件が成就しない場合には、本議案に係る決議はその効力を生じないものといたします。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名（ふりがな） （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
鵜澤　智之（うざわ　ともゆき） （1975年10月21日） （新任）	2000年４月　株式会社NTTデータ入社 2007年２月　同社　金融ビジネス事業本部　課長代理 2010年４月　同社　第一金融事業本部　課長 2016年７月　同社　第二金融事業本部　部長 2021年４月　同社　第二金融事業本部　統括部長 2022年７月　同社　金融イノベーション本部　企画部長　兼グローバルカスタマーサクセス室デジタルビジネス統括部長 2024年６月　株式会社NTTデータ経営研究所　取締役（現任） 2024年７月　株式会社NTTデータ　金融イノベーション本部ビジネスデザイン室長（現任）	－

（注）１．候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

２．鵜澤智之氏は社外取締役候補者であります。

３．鵜澤智之氏は、現在、株式会社NTTデータの金融イノベーション本部ビジネスデザイン室長を務めております。同社は、当社の資本業務提携先であり、本株式譲渡の実行と同日に当社の主要株主かつ筆

頭株主となる予定であります。

4．鵜澤智之氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏が金融分野におけるシステム構築・運用及び事業企画に関する豊富な経験と専門的知見を有しており、同社との協業強化並びにそれらの活動を通じた当社の企業価値向上への貢献が期待されるためであります。同氏には、当該知見を活かし、業務執行から独立した立場から、当社の経営に対する助言及び同社との協業に係る事業計画の進捗の監督を行う役割を期待しております。

5．当社は、鵜澤智之氏が取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結予定であります。責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額であります。

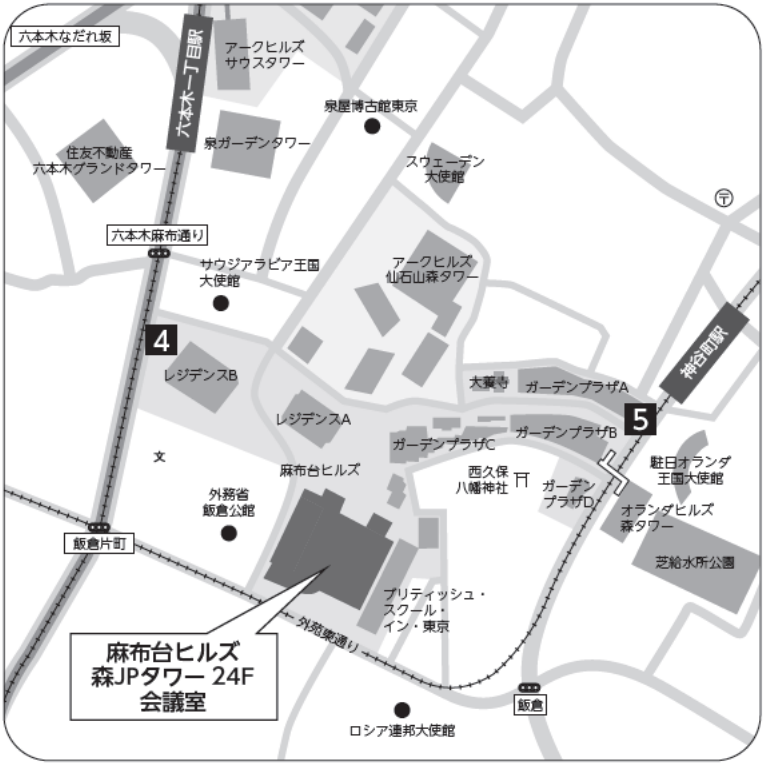
6. 当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、当社及び子会社における取締役、執行役員及び管理職従業員を被保険者とし、保険料は特約部分も含め全額当社が負担しております。当該保険契約により、被保険者が負担することとなる株主代表訴訟、会社訴訟、第三者訴訟等に係る損害賠償金及び争訟費用等の損害が填補されます。ただし、故意又は重過失に起因する損害賠償請求については填補されません。候補者が取締役に就任した場合は、当該保険の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

7．本議案が原案どおり承認可決された場合、鵜澤智之氏は、本議案記載の各条件が成就した時（2026年12月15日予定）をもって取締役に就任いたします。なお、同氏の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区麻布台一丁目３番１号
麻布台ヒルズ森JPタワー24F　　会議室



交通　・神谷町駅「５番出口（地下通路）」　　徒歩６分（東京メトロ日比谷線）
　　・六本木一丁目駅「４番出口」　　徒歩７分（東京メトロ南北線）

◎　1階セキュリティゲート横の受付にて、議決権行使書をご提示のうえ
　　入館用のQRコードをお受取りください。
◎　麻布台ヒルズ１階エレベーター【E】から24階までお越しください。
◎　24階　会議室前の受付にて、改めて出席票をお受取りください。
◎　駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。
◎　当日ご出席いただいた際にサポートが必要な株主様は、会場スタッフへお声がけください。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。